

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、河北町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を河北町谷地戊81番地 河北町役場内に置く。

（所掌事項）

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営方法その他協議会の目的を達成するために必要な業務。

（構成員）

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の長が指名する者）とする。

- (1) 河北町長又はその指名する者
 - (2) 関係する公共交通事業者
 - (3) 関係する道路管理者
 - (4) 関係する公安委員会
 - (5) 町民又は利用者の代表
 - (6) 学識経験者
 - (7) 国土交通省東北運輸局
 - (8) その他協議会が必要と認める者
- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員は再任を妨げない。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、河北町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、構成員の中から互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、実施する事業を決定する場合は、当該事業の実施にあたり、関係する事業者などから予め同意を得るものとする。

5 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は、書面にて協議することができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 構成員は、会議において協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第9条 会長は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討又は調整を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、構成員のうちから会長が指名する。

3 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は専門部会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

4 専門部会で議決された事項は、原則協議会での承認を要する。ただし、緊急を要する事項又は専門性の高い事項は、専門部会での議決をもって協議会での承認とみなすことができる。その場合、専門部会での議決の直後に開催される協議会において報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、河北町くらし応援課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が指定した者をもって充てる。

4 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合における協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年6月17日から施行する。